

## 分 科 会 規 程

令和 8 年 7 月 7 日制定

一般社団法人建設 R X コンソーシアム

### (目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人建設 R X コンソーシアム（以下「本会」という。）において実施する共同研究開発その他の技術的検討を目的とした分科会について、その設置、位置づけ、役割、構成、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (分科会の設置)

第 2 条 本会は、定款第 5 条に定める事業に基づき、理事会で承認された提案内容に従い、共同研究開発又はこれに準ずる技術的検討（以下「分科会活動」という。）を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の設置および終了は、理事会の決議によるものとする。

3 分科会の運営に関する詳細事項については、本規程に定めるもののほか、理事会が別に定める分科会運用要領によるものとする。

### (分科会の位置づけ)

第 3 条 分科会は、運営委員会の下部に位置づけられる実務的な活動組織とし、分科会活動の円滑な遂行のため、運営委員会と連携を図るものとする。

### (役 割)

第 4 条 分科会は、分科会活動に主体的に取り組むとともに、その進捗状況および成果について、主査が運営委員会に出席して報告を行い、また、理事会に対しては事務局を通じて報告を行うものとする。

### (構 成)

第 5 条 分科会は、正会員、協力会員および特別会員のうち、分科会主査が参加を承認した者をもって構成する。

2 前項にかかわらず、分科会活動の遂行において必要があると認められる場合には、理事会の承認を得て、会員以外の法人、学識経験者その他の第三者を分科会に参加させることができる。

(運 営)

第6条 分科会には主査を置き、当該分科会に参加する正会員の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。

2 主査は、分科会活動を統括し、分科会の円滑な運営を行う。

(分科会の終了)

第7条 分科会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了するものとする。

1. 分科会活動の成果が普及又は展開可能な水準に達した場合
2. 当該分科会に参加する会員等の合意が得られた場合
3. 理事会が当該分科会の終了を決議した場合
4. 前各号のほか、分科会運用要領に定めのある場合

2 分科会が終了したときは、主査は、分科会運用要領の定めに従い、本会に対して分科会活動の結果の概要を報告するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、定款第43条の規定に基づき、理事会の決議により変更することができる。

(補 則)

第9条 この規程に定めのない事項については、定款、委員会規程（総則）、運営委員会規程、分科会運用要領および関係法令の定めるところによる。